

お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）通所型サービスＡの利用料・・・基本部分及び加算の合計の額となります。

【基本部分】

サービス名称	基本利用料(1回あたり)	利用者負担(1割)	
通所型サービスＡ・全日 (3時間以上)	3,000円	300円	
通所型サービスＡ・半日 (3時間未満)	1,500円	150円	

【加算：通所型サービスＡ】

加算の種類	基本利用料(1回あたり)	利用者負担(1割)	
入浴加算	500円	50円	

（２）その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき600円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。